２　学校いじめ防止基本方針

西原町立西原東小学校
令和６年３月３１日改訂

１．いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。
※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

上記の考え方のもと、本校では、①いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。②いじめは、どの学校・どの学級・どの児童でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に学校全体（全職員）で取り組む。

２．いじめの防止等のための組織

(1)　教育相談・生徒指導部会

管理職、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、各学年からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、月に１回開催する。

(2)　緊急事案対策委員会【いじめ対策会】

教育相談・生徒指導部会での情報提供→職員会での現状や指導についての情報提供・情報交換をし、全職員での共通理解を図る。

３．いじめ未然防止のための取り組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

(1)　学級経営の充実

○ ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「心のアンケート」を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
○ 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
○ 一人一人が活躍できる学習活動を推進する。
・異学年交流の充実（幼稚園との交流等）
・児童の自発的な活動を支える係り活動や委員会活動の充実
・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

(2)　道徳教育の充実

○ 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
○ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
○ 様々な教育活動の場面で命の大切さを取り上げる。
○ 情報モラルに関する（スマホや SNS の使い方等）授業を行う。

(3)　相談体制の整備

○ 毎月の「心のアンケート」後に、気になる子への学級担任による教育相談を行う。また、教育相談週間において、全児童への教育相談も行い、児童一人一人の理解に努める。
○ 教育相談担当の先生を通じて、スクールカウンセラーや支援員との関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4)　自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

○ 人との関わり方を身につけるためのトレーニング活動を推進する。
（自分と友達では思いや考えが違うことに気づかせ、認められる自分が存在することで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。）

○ 人とつながる喜びを味わう体験活動を推進する。
（友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。）

(5)　インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

○ 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育（スマホやSNSの使い方等）をするなどして迅速に対応する。

○ 学校におけるタブレットPCの使用約束を徹底させる。

(6)　保護者や地域との連携協力体制の整備

○ 学校運営協議会を年６回開催し、保護者（地域）からの情報提供や保護者（地域）との情報交換の場の設定等、保護者や地域との連携体制づくりに努める。

４．いじめ早期発見のための取り組み

(1)　保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談は、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2)　毎月の「心のアンケート」の実施・教育相談週間の活用

毎月「心のアンケート」を実施する。「心のアンケート」をもとに、気になる児童と直接話をして、思いをくみ取る。また、教育相談週間では、一人一人の児童と直接話しをして、思いをくみ取る。また、年１回「保護者向けいじめアンケート」を実施する。

(3)　ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で、児童の様子に目を配ったり、個人のノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(4)　Microsoft teamsの管理

Microsoft teamsでグループを作る際には情報主任及び担任を含め、児童の使い方を定期的に確認する。

(5) 西原町こども相談窓口の周知

Microsoft Edgeを開くと各種相談窓口の電話番号が記載されており、誰でも相談ができるということを児童にも周知する。

５．いじめに対する早期対応

○いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

○いじめの事実が確認された際にうち、急を要する場合は『緊急事案対策委員会』を開き、対応を協議する。

○いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

○事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

○犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6、いじめの発見及び対応

いじめ発見

① いじめサインを早期に発見する。

いじめを早期に発見するためには、学級担任、生徒指導主任等全教職員により、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努める。

（ア）日常の観察
・交友関係の変化
・体調の変化や表情の変化
・欠席状況、遅刻、早退の変化
・服装の乱れや言葉遣いの変化
・持ち物の紛失や持ち物の変化
・金銭の使い方の変化
・保健室の訪問回数等
（イ）本人・保護者等からの訴え
・定期的なアンケート調査の実施
・教育相談の充実
・家庭訪問や個人面談での情報交換
（ウ）教師による直接の発見

重大事態の定義

ア　いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ　いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ　児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

いじめの対応

・担任は被害者と加害者を離し、情報の収集に努める。
・生徒指導主任が**「いじめ対策委員会」**を立ち上げ、情報の共有化を図り、対策を練る。その後、全職員で共有及び守秘義務の徹底を約束する。（チームで対応）
・秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに、主に主任が精神的な支えになる。
・学級が拡散しないように、必要に応じて慎重に全体指導に当たる。

ネットいじめの対応

・ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

詳しくは【いじめ等の書き込み、動画を見つけた場合】参照

被害者への対応

① 本人、保護者等から、いじめの訴えがあった場合、共感的に理解する。
・秘密の厳守を約束し、じっくり話を聞く等、安心感を与える。
・本人の苦痛を親身になって聞く等、理解を十分に示す。
・いじめが解決するまで、しっかり守ることを伝える。
・基本的には、本人の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。
・担任、学校に何をしてもらいたいのかを確かめながら共に考える。
・特に、保護者の訴えに対しては、担任の他に生徒指導主任、校長、教頭等も同席するなど、複数の教師で対応する。

② いじめの現場を教師が直接発見した場合、その場ですぐに介入し、事実関係を明らかにする。
・いじめを制止し、関係児童全員をその場に残す。
・必要に応じて他の教師の応援を求め、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認をする。
・その日のうちに、関係児童個々に教育相談を行い、再度事実確認をする。

加害者への対応

③ いじめていた児童、保護者への対応
・保護者を召喚し、いじめの概要について説明し理解を求めると共に、今後の家庭教育の在り方等について改善を求める。
・いじめていた児童に対しては、反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで、個別の関わりを継続的に待つ。
・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
・スクールカウンセラーによる教育相談の活用

④ いじめられていた児童、保護者への対応
・保護者宅を訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。
・二度とこのようないじめがないよう、指導の徹底を図ることを約束する。
・いじめられていた児童に対しては、心のケアに努めると共に、安心して学校生活等が送れるよう守ることを約束する。

傍観者への対応

・いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
・はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

今後の対応

・その後の様子を全職員で共有及び守秘義務の徹底を約束する。
・他の職員はいじめが再発及び拡散しないように配慮した指導を必要に応じて各クラスで行う。
・必要であれば関係機関（SC、医療機関、警察等）につなげる。
・長期に渡り、被害者及び加害者の様子を観察し、再発を防止する。
・被害者の居場所づくりに努める。（寄り添う支援を行う）

（関係相談機関の電話番号）
○浦添警察署：098-985-0110
○いじめ相談所（沖縄県）：098-870-2900
○２４時間いじめ相談所（全国）：0570-0-78310

重大事態への対応

① 学校いじめ防止対策推進法第２８条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下のとおり対応する。
・町教育委員会に報告するとともに、直ちに警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
・当該いじめの対処については、町及び県教育委員会と連携し、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会が中心となり、学校組織をあげて行う。
・いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時、適切な方法によりその説明に努める。
・当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適宜、適切に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
・いじめ対策委員会で再防止案をまとめ、学校組織あげて着実に実践する。

いじめ等の書き込み、動画を見つけた場合（西原町統一版）

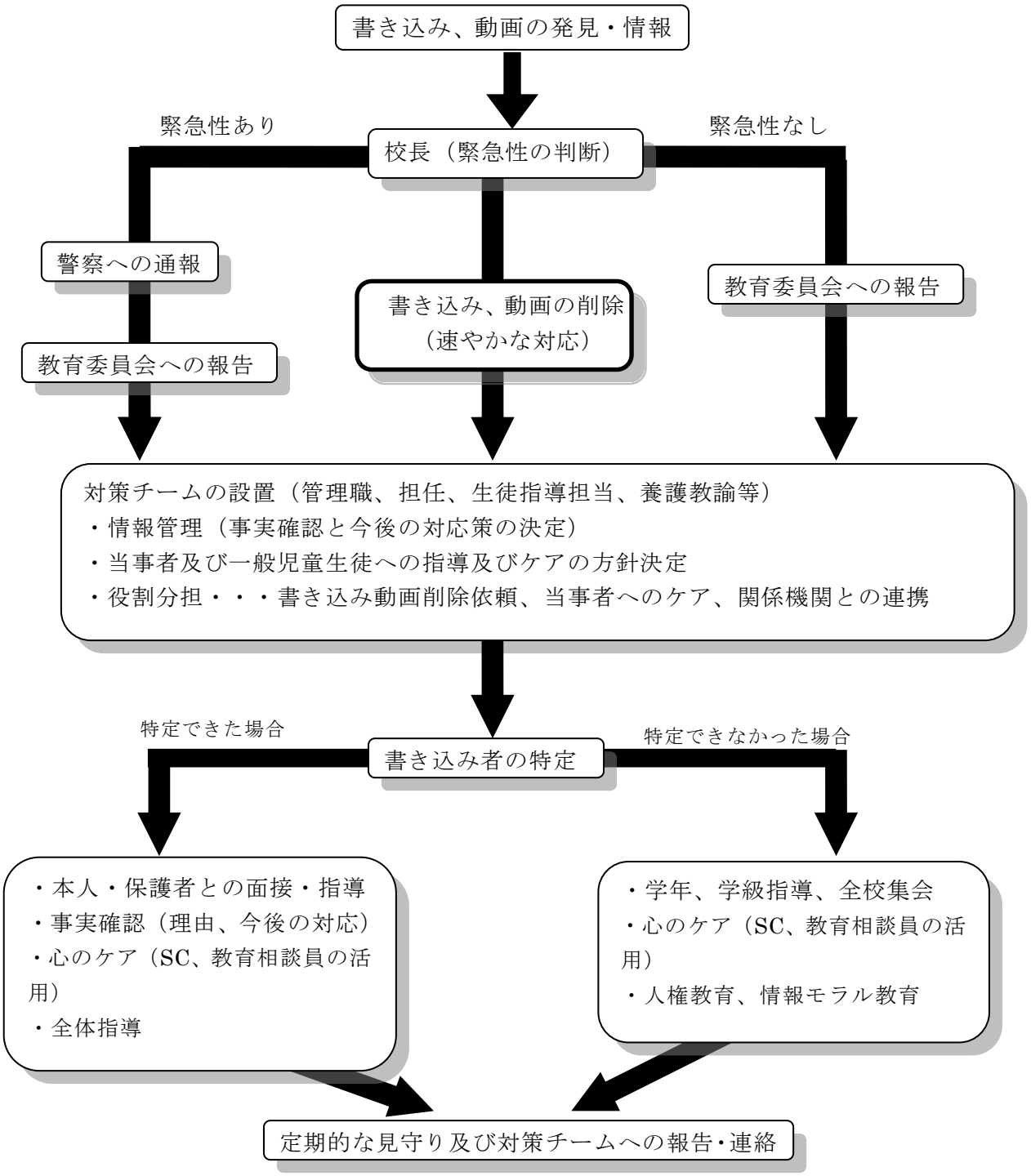

削除までの手順（速やかに行い、確実に削除の確認をする）

1　拡散の状況把握（保有人数、SNS 等の投稿先）

2　関係児童生徒への書き込み削除、動画削除への同意→削除

3　保護者へ拡散防止への協力依頼

4　削除依頼（掲示板管理者、サイト管理者、プロバイダ等）→削除

※関係児童生徒の人権を最優先した指導を心がける。

※削除できない場合には、警察、教育委員会他関係機関との連携を図る。